

令和4年第2回定例会議事日程（第2号）

令和4年6月3日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第30号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第31号 吉富町国民健康保険給付費等支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第32号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第33号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第35号 固定資産評価員の選任について
- 日程第8 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第9 報告第4号 繰越計算書について（水道事業会計）
- 日程第10 報告第5号 繰越計算書について（下水道事業会計）
- 日程第11 報告第6号 経営状況の報告について（土地開発公社）

令和4年第2回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和4年6月3日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 6月3日 10時00分

応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則
 2 番 向野 倍吉 7 番 梅津 義信
 3 番 中家 章智 8 番 岸本加代子
 4 番 矢岡 匡 9 番 横川 清一
 5 番 山本 定生 10番 是石 利彦

不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121 町 長 花畑 明 上下水道課長 奥家 照彦
 条の規定により説明 教 育 長 江崎 藏 建設課長
 のため会議に出席し 未来まちづくり課長 和才 薫 地域振興課長 軍神 宏充
 た者の職氏名 総務財政課長 奥本 仁志 教 務 課 長 小原 弘光
 住 民 課 長 石丸 順子 建設課主幹 南 博己
 税 務 課 長 岩井 保子 吉富あいあい センター所長 友田 哲也
 会 計 管 理 者 別府 真二 危機管理室長 梅林 正典
 福祉保険課長 石丸 貴之 検査会計室長 奥本 恭子
 子育て健康課長 鍛治 幸平 吉富保育園長 鍛治 淳子
 吉富幼稚園長

本会議に職務のため 局 長 鍛治 幸平
 出席した者の職氏名 書 記 西岡 恵

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に梅津議員、岸本議員、2名を指名いたします。

日程第2. 議案第30号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第2、議案第30号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 議案書1ページです。

議案第30号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本議案は、依然として新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たない中、感染症拡大等の影響により、収入が減少した被保険者に対する特例措置として市町村が条例に基づいて行う国民健康保険税の減免の特例を継続して行うため、令和4年度分を追加する改正でございます。

議案書2ページと附属資料、資料ナンバー1の1ページをお願いいたします。

第3条は、減免の対象となる保険税について規定しております。減免の対象となる保険税について、令和元年度から令和3年度分を令和元年度から令和4年度分に改め、対象となる期間について、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間を令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に延長する改正でございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

施行期日及び経過措置について御説明いたします。

附則第1項、施行期日といたしまして、本条例の公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用とするをいたしております。

第2項、経過措置としまして、この条例による改正後の第3条の規定は、令和4年度分の保険

税の減免について適用し、令和3年度分までの保険税については、なお従前の例によるといたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） これから質疑を行います。

質疑に当たっては自己の意見は述べられないことになっています。なお、質疑の回数は同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくようお願いいたします。また、質問者、答弁者の発言は挙手をし、議長と発声の後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくようお願いいたします。

本案に対し、質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これまでの実績と、それから減免分については補填があると聞いておりましたけれども、こういう場合もそうなのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） まず、実績につきましてお答えいたします。

制度開始から減免を適用した世帯及び減免額につきまして御説明いたします。令和元年度につきましては19件、うち失業者が1件、収入減少が18件で、減免の金額につきましては51万6,900円となっております。令和2年度につきましては、22件で、うち失業が3件、収入減少が19件、減免額は297万3,000円でございます。令和3年度につきましては、4件で、うち失業者がゼロ件、収入減少は4件となっております、減免額につきましては84万5,600円でございます。

また、財政支援の措置といたしましては、令和4年度分につきましても、最終的に特別調整交付金の対象となるようになっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 実績の報告があったのですけれども、ダブっている世帯というのがありますか。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） ダブっている世帯につきましては、把握しておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ダブるというのは、年度を超えてという意味ですね。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決しました。

日程第3. 議案第31号 吉富町国民健康保険給付費等支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第31号吉富町国民健康保険給付費等支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 議案第31号吉富町国民健康保険給付費等支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案書の3ページ、4ページ、併せて付属資料の2ページ、保険給付費等支払準備基金条例新旧対照表を御覧ください。

議案書4ページ、吉富町国民健康保険給付費等支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定について。

吉富町国民健康保険給付費等支払準備基金条例（昭和39年条例第87号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。第2条、毎年度、基金として積み立てる金額は、国民健康保険特別会計に係る決算剰余金のうち、各年度において財政運営上、積み立てることが可能と認められ

る金額の範囲内とする。第2項、前項に定めるもののほか、前条に規定する設置の目的を達成するために、必要な場合は予算の定めるところにより基金として積み立てることができる。

附則、この条例は公布の日から施行する。

国保会計の運営におきまして、月額医療費等の支払いも高額であります。また、令和6年度からの福岡県内の保険料水準の統一化の動向など、国保事業費納付金の激変緩和措置の見直しを含め、国民健康保険を取り巻く環境も変化する状況にあります。今回の改正は、そうした状況下において、現行の基金条例では、毎年、出納整理後の6月以降に前年度繰越金の4分の1以上を積み立てる条文内容について、国保特別会計の財政運営状況に則した運用方法となるよう、所要の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。本案に対し、質疑はありますか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 近年の基金の積立額を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） お答えします。

令和2年度、昨年の剰余金のうち300万円を積み立てております。令和元年度では160万円を積み立てている状況です。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、おはようございます。

この条例について、新旧対照表でお聞きしたいのですが、以前は4分の1という項目があったわけですが、この4分の1というのは、法的に何かあったのか、それともなかったのか。これを省くことで別に特に問題はないのかどうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 4分の1につきましては、一応の目安として設定される場所です。今回、4分の1という内容の規定を省いた背景には、月額の保険療養給付費等の支払いで6,000万円を超えるような支払いが現在ございます。資金繰りを考えたときに、先ほどの御質問と同様の内容になるのですけれども、300万円となると、次年度の繰越しは、大体1,300万円程度です。大変資金繰りに苦慮しているという現実がございます。他の市町村においては4分の1というところを一旦廃止といいますか、見直した上で、国保財政の運用に支障がない範囲の中で積み立てるといふところもあるのですけれども、今回、このような条例とさせていただきます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 確かに、一千何百万というのは大きなお金なのですが、ちょっとお聞きしたいのですが、以前にいた課長さんが県のほうに移行云々の話のときに、国保会計にある、同僚議員の一般会計から入れたらどうかという話をしていたときに、国保会計は大変堅調です、余裕がありますというふうな話をされていたのですけれども、今、そんなに余裕があるような形ではなくて、結構大変なんですか。もちろん、この300万円を積み立てたということは、余剰金が出るぐらいの財政状況なんでしょう。だから悪くはないんだと思いますが、今、実際に吉富町の国保会計の運営上は大丈夫なのですか。そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） ここ数年の国保特別会計の運営状況としましては、単年度収支で見ると赤字でございます。その赤字を、前年以前から基金を取り崩して営業している運転資金と申しますか、そういったものがあるので、結果として運用できているという現状も一部あります。以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、基金の話が出たので、関連なんですけど、基金は、まだ底はついてないんですか。金額が分かれば、それでもいいんですけど。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 令和4年5月31日現在で1億3,019万円ほどが基金として管理しておりますものです。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号吉富町国民健康保険給付費等支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第4. 議案第32号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第4、議案第32号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第3号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

日程第5. 議案第33号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第5、議案第33号令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算1ページ。

補正予算実施計画、2ページ。

予定貸借対照表、3ページ、4ページ。

補正予算明細書、収益的収入及び支出。

支出、5ページ。

給与費明細書、6ページ、7ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これを見る限り、人数増、1名、水道会計のほうに職員が配置されたということでよろしかったでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 先ほど山本議員さんがおっしゃられたとおり、この4月1日付をもちまして、人事異動により1名の職員を増員していただきました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第6．議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（是石 利彦君） 日程第6、議案第34号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議案書7ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本町、固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、吉富町大字広津324番地1、氏名、守口三智男。昭和40年4月22日生まれ。令和4年6月23日をもって任期が満了する西田保氏の後任として守口三智男氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

守口さんは、現在57歳で、大阪経済法科大学経済学部を御卒業後、民間の不動産会社等に10年ほど勤務され、その経験を生かし、平成9年にもりぐち不動産を設立。経営者として御活躍をされ、現在に至っております。令和2年9月からは、町の財政検討委員会委員も務められ、民間の経営者としての豊富な経験を生かし、大変貴重な御意見をいただいております。約25年にわたる不動産業の経営者としての経営感覚や土地家屋の取引の動向、不動産価格等についての豊富な知識を有しており、また、残る2人の委員が税理士と町職員OBであることから、委員会の委員構成の面でも、民間企業の経営者であります守口さんは固定審査評価委員として適任者であると考えております。

慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。本案に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第7. 議案第35号 固定資産評価員の選任について

○議長（是石 利彦君） 日程第7、議案第35号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 御説明いたします。議案書8ページをお願いいたします。

議案第35号固定資産評価員の選任について。

本町固定資産評価員に次の者を選任したいので同意を求めます。

住所、上毛町大字宇野984番地13、氏名、岩井保子。昭和41年10月27日生まれ。本年4月1日付の職員の人事異動で税務課長に異動がありましたので、別府真二前税務課長の後任として岩井保子現税務課長を本町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めます。

岩井課長は昭和60年4月に吉富町役場に採用され、勤続37年のベテラン職員であります。税務課には平成19年7月から平成25年3月までの5年9か月の勤務経験があり、税務行政に精通しておられます。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。本案に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第8. 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（是石 利彦君） 日程第8、報告第3号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 御説明をいたします。

報告第3号繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和3年度吉富町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するものでございます。

本報告につきましては、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、令和4年度へ繰り越すべき事業費並びに財源が決定し、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものでございます。

内容につきましては、議案書10ページを御覧ください。

まず、2款総務費1項総務管理費、町制施行80周年記念事業で、翌年度繰越額50万円でございます。これは町制施行80周年記念冊子の印刷製本費について、本年5月19日の記念式典に向けて準備を進める必要があったことから、令和3年度中に予算計上と契約を行い、令和4年度に繰り越したものでございます。財源は全て一般財源となっております。

次に、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、転入転出手続のワンストップ化対応改修事業で、翌年度繰越額451万円でございます。マイナンバーカード所有者が転入転出手続のオンライン予約を行うことで、手続の時間短縮等を図るための住民基本台帳システムの改修に要する経費ですが、国の補助を受けるため、国からの指示により事業費を令和3年度中に予算計上し、全額を令和4年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

財源は273万3,000円が国庫補助金で、残りが一般財源となっております。

次に、3款民生費1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で、翌年度繰越額2,906万4,000円でございます。令和3年度から、この事業が開始されていますが、令和4年9月末まで申請が可能となっていることから、令和3年度に支出した額を除いた金額について、令和4年度事業費分として翌年度に繰り越したものでございます。財源は、ほぼ全額が国庫補助金となっております。

次に、4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン追加接種事業で、翌年度繰越

額3,719万1,000円でございます。3回目のワクチン接種事業に要する経費のうち、令和3年度中に支出した経費を除いた額を令和4年度実施分に要する経費として翌年度に繰り越すものでございます。財源は未収入特定財源を含め、ほぼ全額が国庫支出金となっております。

次に、6款農林水産業費1項農業費、農業農村整備事業（ため池劣化調査）で、翌年度繰越額84万円です。令和4年度に実施予定の町内3か所のため池劣化調査について、国の令和3年度予算で国の補助金交付決定がされたため、令和3年度予算に事業費を計上しましたが、事業実施については計画どおり令和4年度に3か所全てを行うため、令和4年度に繰り越しをしたものでございます。

財源としましては、事業費の全額が国庫補助金となっております。

最後に、8款土木費5項住宅費、町営幸子団地住戸改善等改修事業で、翌年度繰越額6,797万9,000円でございます。幸子団地の各戸の改修で、水回りや内装を主とした改修を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、給湯器や照明器具の納品が間に合わず、年度内の完成が困難となったため、事業費の一部を令和4年度に繰り越したものでございます。

財源としましては、国庫補助金として923万2,000円。残り大部分の5,830万円が地方債、公営住宅建設事業債となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

日程第9 報告第4号 繰越計算書について（水道事業会計）

○議長（是石 利彦君） 日程第9、報告第4号繰越計算書について（水道事業会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、議案書11ページをお願いいたします。報告第4号繰越計算書についてでございます。

令和3年度吉富町水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして、令和4年度へ繰り越すべき建設改良費及び財源が決定し、繰越計算書を調製いたしましたので、これを御報告するものでございます。

12ページをお願いいたします。繰越計算書でございます。

1款資本的支出1項建設作業費、事業名は下水道工事に伴う配水管敷設替え工事で、予算計上額、翌年度繰越額ともに230万円でございます。これは下水道工事の工期が延長になったことに伴い、上水道配水管敷設替え工事を繰り越すものでございます。

財源の内訳といたしましては、企業債が180万円、一般財源といたしまして損益勘定留保資金50万円を充てております。

以上で報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

日程第10. 報告第5号 繰越計算書について（下水道事業会計）

○議長（是石 利彦君） 日程第10、報告第5号繰越計算書について（下水道事業会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、引き続き議案書13ページをお願いいたします。

報告第5号繰越計算書についてでございます。令和3年度吉富町下水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして、令和4年度に繰り越すべき建設改良費及び財源が決定し、繰越計算書を調製いたしましたので、これを御報告するものでございます。

14ページをお願いいたします。繰越計算書でございます。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名は公共下水道整備事業で、予算計上額、翌年度繰越額、双方ともに1,760万円でございます。この工事は、当初、入札の不調等があり、再度の入札を実施、契約までに日数を要しましたことに加え、工事着工後に当たっては、下水道管布設の同意協力が得られた場所への下水道管延長と公共ますの設置・増工が発生いたしましたことから、工期を延長し、繰り越すものでございます。

財源の内訳といたしましては、企業債が1,670万円、一般財源として損益勘定留保資金90万円を充てております。

以上で報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

日程第11. 報告第6号 経営状況の報告について（土地開発公社）

○議長（是石 利彦君） 日程第11、報告第6号経営状況の報告について（土地開発公社）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 議案書15ページ、併せて別紙の吉富町土地開発公社の令和3年度事業報告書をお願いいたします。

議案書15ページ、報告第6号経営状況の報告について。

令和3年度吉富町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

別紙の令和3年度事業報告書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

令和3年度事業報告書。1、事業の概要です。公有地の拡大の推進に関する法律の趣旨に基づき、町当局の当面した地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進のため協力いたしました。

2、事業の実施状況です。令和3年度は公有地の取得及び売却はございませんでした。

3、理事会の議決事項。令和3年5月26日と令和4年3月28日の2回、理事会を開催しています。議決事項は記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。役職員につきましては、令和4年3月31日現在の役職員の状況でございます。

続きまして3ページです。監査です。監査の日時、場所、監事名、監査項目を記載しております。

4ページをお願いいたします。4ページ、5ページにわたりましては、令和3年度月別資金状況です。左上の前年度からの繰越額は604万6,500円で、右下の3月末の資金の残高は592万8,973円となっております。5月の支出、6万5,000円につきましては、法人町民税5万円と役員報酬1万5,000円となっております。6月の支出、3万4,685円は役員の変更登記料となっております。8月の収入、128円は定期預金利息100円と普通預金利息28円です。2月の収入30円は普通預金の利息となっております。3月の支出1万8,000円は理事会の役員報酬と監査を行った幹事に対する役員報酬となっております。

6ページをお願いいたします。6ページ、7ページにわたりまして、事業管理費と一般管理費の月別の支出内訳で、内容は先ほどと同様で、右下の合計11万7,685円を支出しています。

8ページ、9ページをお願いいたします。予算決算対照表の収入の部でございます。9ページの左下、収入の部の合計といたしまして、予算現額605万2,000円に対しまして、収入済額は604万6,658円で、予算現額と収入済額との比較では5,342円の不足となっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。支出の部でございます。11ページの左下、支出の部の合計といたしまして、予算現額605万2,000円に対し、支出済額は11万7,685円で、不用額は593万4,315円となっております。

12ページをお開きください。損益計算書でございます。3の販売費及び一般管理費にて11万7,685円を支出しています。収入につきましては、現在は町から助成金をいただいておりますので、4の事業外収益の受取利息158円のみとなっております。収入より支出のほうが多いので、その差額11万7,527円が当期純損失となります。

13ページは貸借対照表です。令和4年3月31日現在でございます。資産の部は現金及び預金のみで1,092万8,973円となっております。負債の部はございません。資本の部では、基本財産は500万円でございます。準備金として前期繰越準備金が604万6,500円でありましたが、当期は11万7,527円の損失ですので、準備金合計は592万8,973円となります。

資本合計は、資本金と準備金の合計1,092万8,973円で、負債の部はございませんので、負債資本合計も同じく1,092万8,973円となっております。

14ページをお願いします。キャッシュ・フロー計算書でございます。令和3年度の現金収支の状況を示しています。支出合計11万7,685円に対し、収入が158円で、4の現金及び現金同等物減少額は11万7,527円となっております。期首の現金は604万6,500円でありましたが、期末の現金は592万8,973円となっております。

15ページをお願いします。公有用地明細書です。現在、公有用地はございません。財産の部でございますが、現金預金と定期預金のみで、1,092万8,973円となっております。

16ページをお願いいたします。監査意見書でございます。

17ページ、令和3年度分利益金処分計算書でございます。前期繰越準備金は604万6,500円でしたが、当期は損失が11万7,527円ですので、当年度末処分利益金は592万8,973円となります。処分額も同額の592万8,973円で次期繰越準備金として処分するものでございます。

以上で令和3年度吉富町土地開発公社事業報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午前10時41分散会
